

虐待防止のための指針

有限会社豊岡ケアサービス

1. 虐待の防止に関する基本的考え方

(1) 全職員が虐待に関する意識と認識を持つ

高齢者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見ができるよう意識を高め、本指針を遵守すると共に福祉の増進に努める。

(2) 職員への指導と研修の実施

上記の意識と認識を持って日々の業務に取り組めるよう、職員への研修を実施する。

2. 虐待の種類

(1) 身体的虐待

暴力的行為などで身体にあざ、痛みを与える行為。

正当な理由なく利用者の身体を拘束し、外部との接触を意図的に遮断する行為。

【具体例】

平手打ち・つねる・殴る・蹴る・火傷させる・物を投げつける。

移動の時に無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。

自分で動くことを制限する。外から鍵をかけて閉じ込める。

(2) 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護者の行うべきサービス提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。

【具体例】

入浴できておらず異臭がする。皮膚や衣服、寝具が交換されず汚れている。

水分や食事を十分に与えず、空腹が長時間続き、脱水・栄養失調の状態。

(3) 心理的虐待

著しい暴言、拒絶的な対応や不当な差別発言、心理的外傷を与える言動を行うこと。

【具体例】

老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑し、それを人前で話すことにより利用者に恥をかかせる。怒鳴る。屈辱的に子供扱いをする。

(4) 性的虐待

わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

【具体例】

排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にし、下着のままで放置する。人前でオムツを交換する。

(5) 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の金銭を理由なく制限すること。

または詐欺が含まれる。

【具体例】

日常生活に必要な金銭を渡さない。年金や預貯金を無断で使用する。

3. 虐待防止検討委員会に関する事項

- (1) 虐待等の発生の防止・早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止委員会」を設置する。
- (2) 虐待防止委員会の構成要因は、事業所役員から委員長を1名選出し、訪問介護事業および居宅介護支援事業の管理者をそれぞれ委員として選出する。
その他、必要に応じて委員を選出する。
- (3) 委員会は概ね年1回以上開催する。
虐待事案発生時など、必要な際は随時委員会を開催する。
- (4) 委員会の審議項目
 - ① 虐待に対する基本理念、行動規範及び職員への周知に関すること
 - ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
 - ③ 虐待防止のための職員研修に関すること
 - ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
 - ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
 - ⑥ 虐待の原因分析と再発防止に関すること

4. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

研修内容は、虐待に関する基本的な知識を習得し日々の業務に活かせるものであると共に、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底する。

職員研修は原則年1回、および職員採用時に実施する。

研修の実施内容については、研修資料、出席者等を記録し保存する。

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本指針

虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告すると共に、その要因の除去に努める。

客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保証を最優先する。

豊岡市高年介護課 ☎0796-29-0055

豊岡地域包括支援センター ☎0796-24-2409

豊岡南警察署 ☎0796-24-0110

6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者、利用者家族、職員から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従い対応する。
相談窓口は本指針で定めた構成委員とする。
- (2) 虐待が疑われる場合は、構成委員に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、構成委員は職員、利用者、利用者家族とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めるよう促す。
- (4) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係の確認をするとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

判断能力の不十分な利用者の権利擁護のため、成年後見制度について利用者や利用者家族に情報提供を行うとともに、社会福祉協議会などの適切な相談窓口を案内する。

8. 虐待に係る苦情解決方法に関する基本方針

- (1) 虐待の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を事業管理者に報告する。
- (2) 受け付けた苦情内容は、個人情報の扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受け付け後の対応は、「5. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4) 苦情に基づいて適切な解決策を検討し、対応策を実施する。
これには職員の再教育、業務プロセスの見直し、その他適切な処置が含まれる。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

求めに応じていつでも事業所内で本指針を閲覧できるようにする。
また事業所ホームページにおいても閲覧可能な状態とする。

10. その他虐待防止の推進のために必要な項目

虐待を未然に防ぐために、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮の重要性を、座学の研修および現場での具体的な指導を通じて職員間で共有する。